

山田・東児中学校 再編準備委員会

第1回総務部会 会議次第

日時：令和7年8月22日（金）全体会終了後～

場所：東児中学校 図書室

1 開 会

2 部会員・職員紹介 (資料1)

3 部会長・副部会長選出

4 議 題

(1) 新たな学校名の選定方法について (資料2 他)

5 その他

次回開催予定時期 令和7年9月下旬頃

6 閉 会

※配布資料

- ・資料1 山田・東児中学校再編準備委員会 総務部会員名簿
- ・資料2 第1回総務部会資料
- ・資料3 玉野市立学校に関する条例

山田・東児中学校 再編準備委員会 総務部会員名簿

(敬称略)

No.	学校区等	区分	氏名
1	山田中	山田小学校保護者代表	三宅 智美
2		後閑小学校保護者代表	奥 仁美
3		山田中学校保護者代表	飯沼 佳代
4		山田中学区地域代表	渡部 利枝
5		山田中学校 校長	松岡 栄治
6	東児中	胸上小学校保護者代表	難波 くるみ
7		東児中学校保護者代表	南條 亜衣子
8		東児中学校区地域代表	一守 行将
9		東児中学校区地域代表	合田 優子
10		東児中学校 校長	大山 都
11	行政	教育総務課 係長	石原 路子

<事務局>

玉野市教育委員会	教育長	多田 一也
	教育次長	萱 哲司
	学校再編推進課 課長	森 真志
	学校再編推進課 参事	清山 智保
	学校再編推進課 主査	小崎 隆
	学校再編推進課 主査	藤田 直也

第1回 総務部会

【山田中学校・東児中学校再編準備委員会】

2025年08月22日

玉野市教育委員会



令和7年度のスケジュール

令和7年					令和8年		
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回全体会 & 総務部会	総務部会	総務部会	第2回全体会 & 総務部会	総務部会	総務部会	総務部会	総務部会
学校名検討・決定			●				
			教育委員会で承認				
			●		●		
			条例改正提案		議会で議決		
校章・校歌の製作準備（募集方法など）、関係経費の予算化							

※総務部会は毎月1回開催する（状況により変更する）

新たな学校の名称について

再編後に存続する学校は、新たな学校という意識が芽生えるように、
新しい校名、校歌、校章などの検討を行います。

【「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」P13より】

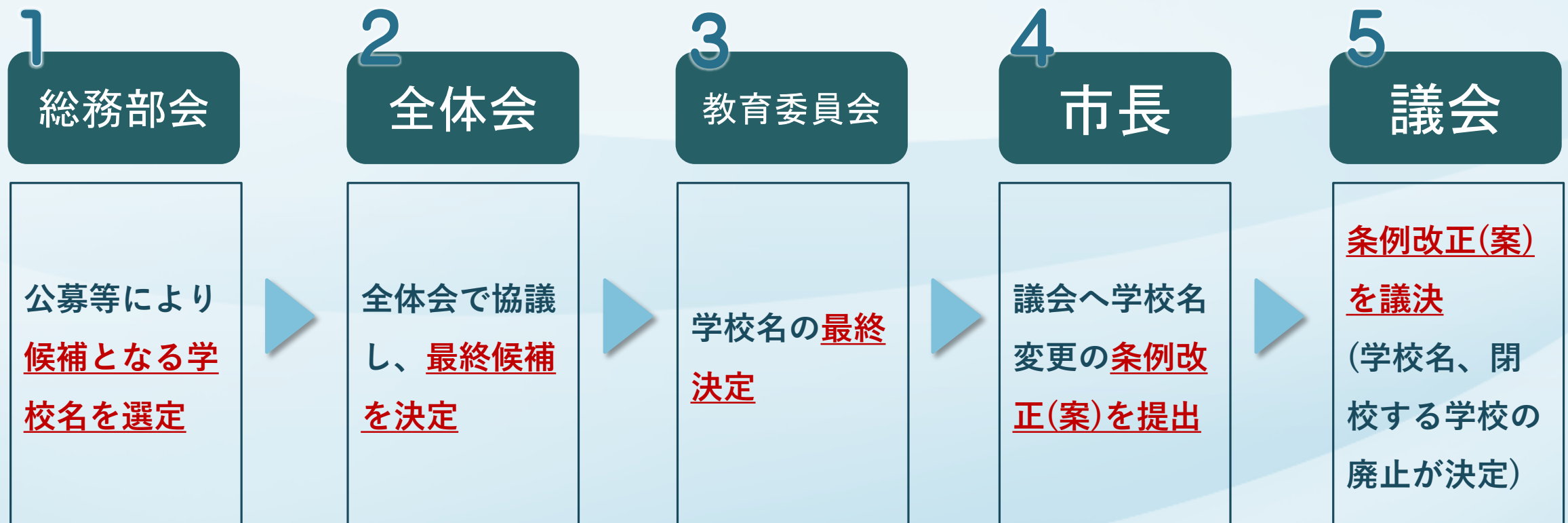


新たな中学校で学ぶ生徒や保護者、地域住民などから広く公募するなど、
地域の思いが込められたものになるよう進めます。

学校名の決定までの流れ

【学校名を変更する場合】

学校名を変更する場合、校章・校歌・校旗など影響するものが多数あるため早期に決定する必要があります。また、学校名の変更は、最終的に「玉野市立学校に関する条例」を改正することが必要となります。あわせて、統合により閉校となる「山田中学校」を廃止する条例改正を行う必要があります。



《協議》 新たな学校名の選定方法

● 準備委員会で決定する場合

(検討項目) 部会内での学校名(案)の選定

例) ・各委員から学校名を募集する。

・既存の学校名をそのまま使用する。 など

● 学校名を公募により選定する場合

(検討項目) 応募対象者、応募条件、応募期間、絞り込み方法 など

他市の事例（選定方法：参考）

① 公募	② 公募 + 投票	③ 準備委員会で提案
一般の公募により学校名を募集し、準備委員会で一案に決定する。 ※応募対象者は、要項を作成し決定する。 ※既存の学校名は選定から除外する	一般の公募により、学校名を募集し、その中から準備委員会で協議し、何点かに絞る。絞られた学校名を住民等の投票により、一案に決定する。 ※既存の学校名は選定から除外する	準備委員会の中で検討し、一案に決定する。 ※現行の学校名も含め検討を進める
《メリット》 ・幅広いのアイデアが得られる。 ・老若男女の意見が得られる 《デメリット》 ・候補の絞り込みに時間を要する ・準備委員会での責任で決定する	《メリット》 ・幅広いのアイデアが得られる。 ・老若男女の意見が得られる。 ・投票により決定するため理解されやすい 《デメリット》 ・候補の絞り込みに時間を要する ・住民投票が入るので時間が必要	《メリット》 ・早期に決定できる。 《デメリット》 ・準備委員会内での決定になるため、選定方法が理解されない場合がある
1	1	1
2	2	2
3	3	3
応募対象者を定め、1ヶ月ほどの応募期間を設ける	教育委員会で協議し承認され、学校名の候補が決定する	条例改正により学校名が決定する（市議会）

○玉野市立学校に関する条例

平成8年3月28日

条例第11号

改正 平成9年3月28日条例第19号

平成11年9月27日条例第23号

平成14年6月27日条例第29号

平成16年3月30日条例第2号

平成17年12月19日条例第46号

平成20年3月24日条例第16号

平成24年11月13日条例第30号

平成26年12月22日条例第41号

平成28年3月23日条例第23号

平成29年6月26日条例第18号

平成29年9月25日条例第24号

令和6年3月21日条例第12号

玉野市立学校設置条例（昭和44年玉野市条例第28号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）を設置する。

（学校の名称及び位置）

第2条 前条の規定により設置する学校の名称及び位置は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

（施設の利用）

第3条 玉野市立学校の施設は、学校教育上支障のない限度において、これを使用させることができる。

（使用の許可）

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときもまた同様とする。

（使用の不許可）

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

（1） 公益を害するおそれがあると認めるとき。

（2） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (3) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (4) 施設又は器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 学校教育に支障があると認めるとき。
- (6) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

（許可の条件）

第6条 教育委員会は、学校施設の使用を許可するにあたり、管理上必要と認めるときは、その使用方法を指示し、又は条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第7条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、教育委員会は、学校施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 使用の権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 学校教育に支障があると認めるとき。
- (5) その他管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用者に損害が生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わない。

（使用料）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第5及び別表第6に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を減免し又は後納させることができる。

（使用料の還付）

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力により使用することができないとき。
- (2) 使用者の責に帰さない事由により、使用することができないとき。
- (3) 使用の前日の午前中までに使用許可の取り消し又は変更の申し出をし、教育委員会において相当の理由があると認めたとき。

（造作等の制限）

第10条 使用者は、学校施設を使用するため、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用者の義務）

第11条 使用者は、学校施設が学校教育を本来の目的とするものであることを充分認識し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、学校施設の使用を終わったとき（使用許可の取り消し、又は使用禁止を命ぜられたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者が、施設等を破損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に基づいて原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会においてやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行し、改正後の玉野市立学校に関する条例の規定は、平成9年7月1日から適用する。

附 則（平成11年9月27日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月27日条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第46号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月13日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第6の規定にかかわらず、施行日以後3月を経過する日までの間の施設の使用に係る使用料であって施行日前に当該使用の申請があったものについては、なお従前の例によ

る。

附 則（平成29年 6 月26日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（玉野市立学校授業料等徴収条例の一部改正）

- 2 玉野市立学校授業料等徴収条例（昭和37年玉野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（玉野市旅費支給条例の一部改正）

- 3 玉野市旅費支給条例（昭和44年玉野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（玉野市立玉野商業高等学校教員の給与等に関する条例の一部改正）

- 4 玉野市立玉野商業高等学校教員の給与等に関する条例（昭和45年玉野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年 9 月25日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日条例第12号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（一部改正〔平成26年条例41号〕）

小学校

名称	位置
玉野市立田井小学校	玉野市田井 3 丁目 4 番 1 号
玉野市立築港小学校	玉野市築港 3 丁目15番 1 号
玉野市立宇野小学校	玉野市宇野 2 丁目23番 1 号
玉野市立玉小学校	玉野市玉 6 丁目20番22号
玉野市立玉原小学校	玉野市玉原 2 丁目22番 1 号
玉野市立日比小学校	玉野市御崎 1 丁目 1 番 1 号
玉野市立第二日比小学校	玉野市明神町 1 番 1 号
玉野市立山田小学校	玉野市山田422番地

玉野市立後閑小学校	玉野市後閑1421番地
玉野市立荘内小学校	玉野市木目498番地
玉野市立八浜小学校	玉野市八浜町波知29番地
玉野市立大崎小学校	玉野市東七区3番地3
玉野市立胸上小学校	玉野市梶岡639番地
玉野市立鉾立小学校	玉野市北方1274番地

別表第2（第2条関係）

中学校

名称	位置
玉野市立宇野中学校	玉野市築港2丁目27番1号
玉野市立玉中学校	玉野市奥玉1丁目27番1号
玉野市立日比中学校	玉野市和田6丁目13番1号
玉野市立山田中学校	玉野市後閑1995番地
玉野市立荘内中学校	玉野市木目1373番地
玉野市立八浜中学校	玉野市八浜町八浜1438番地
玉野市立東児中学校	玉野市北方444番地

別表第3（第2条関係）

（一部改正〔平成29年条例18号〕）

高等学校

名称	位置
玉野市立玉野商工高等学校	玉野市玉6丁目1番1号
玉野市立玉野備南高等学校	玉野市和田4丁目7番1号

別表第4（第2条関係）

（一部改正〔平成24年条例30号・29年24号・令和6年12号〕）

幼稚園

名称	位置
玉野市立田井幼稚園	玉野市田井3丁目22番36号
玉野市立宇野幼稚園	玉野市宇野2丁目14番16号
玉野市立日比幼稚園	玉野市御崎2丁目3番7号
玉野市立荘内幼稚園	玉野市用吉1102番地

別表第5（第8条関係）

玉野市立玉野備南高等学校施設使用料（1時間につき）

区分	使用料	冷暖房使用料
特別教室	500円	300円
和室	300円	200円
教室	400円	300円
屋外運動場照明	500円	—

別表第6（第8条関係）

（一部改正〔平成28年条例23号〕）

玉野市立学校施設使用料（1時間につき）

区分	使用料
屋内運動場	300円

選定方法（事務局案）

第1次選定

応募のあった学校名案の中から、募集要項の応募条件を満たした総務部会各委員が、5個の学校名案を選定し、それを集計し、上位10個の学校名案を選定する。



第2次選定

第1次選定で選定された学校名の中から、児童・生徒・その保護者等、それぞれが1個の学校名案を選んで投票し、それを集計し、投票の状況により、上位3個程度の学校名案を選定する。



第3次選定

再編準備委員会全体会で、第2次選定で選定された学校名の中から、全委員が1個の学校名案を選んで投票し、最上位の1学校名案を選定する。ただし、最上位の1学校名案が、過半数を得た場合に新たな学校名の候補とし、過半数を得た学校名がない場合は、得票数の上位2個の学校名案を対象に再度投票を行う。

協議事項

【公募による選定する場合】

《協議》 具体的な協議事項

① 応募対象者の範囲

- ◆ 応募できる対象者を決定する

(例) 市内在住者のみ

統合に関連する地域在住者

統合に関連する学校の児童生徒、保護者

② 応募条件の内容

- ◆ 応募条件を決定する

(例) 使用する文字(漢字・ひらがな・カタカナ など)

現在の学校名の採用の可否

応募方法(一人一点 など)

《協議》 具体的な協議事項

③ 応募期間

- ◆ 募集する期間を決定する

※ 他市の傾向として、1ヶ月程度の事例が多い

④ 候補名の絞り込み

- ◆ 選定の進め方

- ・ 候補名の絞り込みの基準

※ 応募した名前の理由や印象など新学校名に相応しいか など

※ 総務部会の候補まで絞りこみ、準備委員会全体会議で最終の
学校名を決定

《協議》 具体的な協議事項

○ 今後のスケジュールの確認

____月 ~ ____月 : 学校名の募集期間

____月 ~ ____月 : 学校名候補の決定

9月中旬以降 : 校章・校歌・校旗の作成準備

10月中旬以降 : 閉校式・開校式の事業計画の作成

11月上旬 : 学校名を教育委員会へ提案・承認

12月下旬以降 : 学校名の改正案を議会へ提案

【他市の比較】

自治体名	丹波市	西都市	旭市	鉾田市	豊前市
応募条件	- 漢字、ひらがな、カタカナを使用 1人につき1点	- 漢字、ひらがな、カタカナのみを使用 - 応募用紙1枚につき1点（1人何点でも応募可。（同一名は1点） - 本市のイメージを表現。将来にわたり市民に親しまれる学校名	- 漢字、ひらがな、カタカナを使用 - 現在の校名と同じ校名は使用できない 1人につき1点 - 本市内の他の校名と同じ校名は使用できない	- 漢字またはひらがなを使用(併用可) - 現在、使用している校名はそのまま使用できない 1人につき1点	- 漢字、ひらがな、カタカナ、数字で表記できるもの - 現在の学校に使用されていないもの 1人につき1点 - 原則として常用漢字を使用し、難しい・誤読しやすい漢字ではないもの - 校名をつけた理由
応募対象者	- 市内在住者 - 市内の小中学校を卒業した方	- 市内に居住されている方 - 市内に勤務及び在学されている方 - 市外に居住されている本市出身の方	- 統合対象の児童・生徒、保護者、教職員 - 統合対象地域にお住まいの方	- 統合対象の児童・生徒、保護者、教職員 - 統合対象学区在住の方	- 市内小学校在校生 - 市内中学校在校生 - 市民 - 市出身者 - 市内に勤務する方 - 市外の方
応募方法	- 応募用紙 - 郵送 - ファックス - 電子メール - 直接持参	- 応募用紙 - 郵送（ハガキ） - 電子メール	- 応募用紙 - QRコードから - ホームページから - 電子メール - 直接持参（応募箱へ投函）	- 応募用紙 - ハガキ、封書（郵送） - ファックス電子メール	- 応募用紙 - ハガキ（郵送） - ファックス - 応募フォーム - 電子メール - 直接持参（投函）
その他	- 決定した校名の著作権は、本市教育委員会に帰属する。 - 必ずしも応募数の多い候補校名を校名案として決定するものではない	- 応募された学校名に関する一切の権利は本市教育委員会に属します。 - 個人情報とは本要項の目的以外には使用しません。 - 採用された学校名の作者は本人の了解により公表はある	- 必ずしも応募数の多い校名を選定するものではありません - 決定した校名に関する一切の権利は本市教育委員会に帰属します。	決定した校名に関する一切の権利は本市教育委員会に帰属します。	- 必ずしも応募数の多い名称を校名案として決定するものではない - 採用にあたり、名称の一部を補正する場合があります。 - 採用された校名を応募された方の公表またご本人への連絡・謝礼等はありません。 - 決定した校名の著作権などは、本市教育委員会に帰属するものとします

自治体名	丹波市	旭市	加西市	伊豆市	八潮市
選定方法	①第1次選考は、担当部会委員が選考基準に合う20校を投票し、投票の結果6校以上の票が入った上位5校を抽出する。 （5校に満たない場合は、票の入った中から最も選考基準に合ったものを選出する） ②最終選考として、5校の中から委員が投票し、6票以上の投票があったものを新校名とする。 （6票以上ない場合は、上位2校から再投票し上位を新校名にする）	①第1次選考では、応募のあった校名案の中から各委員が5案ずつ選び、上位5案～10案を選定する。 ②第2次選考では、5案～10案について協議し、案を絞って行く。最終的には多数決により1案を選定する。	①第1次選考では、再編準備委員会・全体で応募された学校名から5つ程度の学校名を選定。 ②再編準備委員会・全体で5つ程度の学校名の中から投票し、過半数を超えた校名を1つに絞る。 ※過半数を超えない場合、上位2位の中から再投票し、決定する。	①準備委員会により、一次審査を行い、468種類の中から80種類に絞り込みを実施。 ②準備委員会で二次審査を行い、5名の校名候補を選定した。 ③この5校名の候補の中から投票を実施。対象は、小中学生と保護者、一般市民が投票できる。 この結果を基に準備委員会で検討し決定する。	①教育審議会で5点程度に絞り込む。 ②この5点について、対象となる児童・生徒にアンケートを実施。 ③アンケート結果を基に、教育審議会で検討を行う。

「新たな中学校名」募集要項（案）

1 募集目的

山田中学校・東児中学校の2校は、令和9年4月を目標に統合し、新たな中学校としてスタートします。玉野市の未来を拓く子ども達の学校にふさわしく、また地域の皆さんに愛される「学校名」を募集します。

2 募集期間

令和7年9月3日（水）～令和7年10月3日（金）17時15分まで

3 応募資格

- （1）山田小学校・後閑小学校・胸上小学校・山田中学校・東児中学校の児童生徒・保護者・教職員
- （2）山田中学校区・東児中学校区にお住まいの方
（区域：山田、沼、東野崎、後閑、大藪、西田井地、東田井地、梶岡、胸上、上山坂、下山坂、北方、番田）

4 応募条件

- （1）校名は、学校の名称としてふさわしいもので、短い表現で親しみやすいもの。
- （2）校名は、現在の玉野市立学校で使用されていないもの。ただし、組み合わせで使用することは可。
- （3）校名は、商標等の権利を侵害しないもの。
- （4）校名は、漢字、ひらがな、カタカナで表記できるもの。（併用可）
- （5）応募は、一人につき1点の応募とします。

5 応募方法

（1）応募フォームでの応募

応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、応募してください。

応募はこちらから ➡



（2）応募用紙での応募（玉野市ホームページからダウンロード）

応募用紙に必要事項を記入の上、①又は②のいずれかの方法により応募してください。

①郵 送 〒706-8510 <住所不要>

玉野市教育委員会 学校再編推進課 宛

* 令和7年10月3日当日消印有効

②応募箱 （各施設の事務取扱時間内に投函をお願いします。）

・ 市役所 1 階ロビー 山田公民館 東児公民館

6 校名の決定方法

応募いただいた校名案を再編準備委員会で協議・選定し、玉野市教育委員会で決定後、玉野市議会の議決を経て正式に決定されます。結果は市ホームページや広報誌などを通じて公表する予定です。

なお、応募数の多い名称を校名案として決定するものではありません。

7 校名の著作権

決定した校名の著作権は、玉野市教育委員会に帰属するものとします。

8 その他

（1）電話、口頭、メールによる応募は受け付けできません。

（2）応募用紙の返却はいたしません。

（3）採用された校名を応募された方の公表、またご本人への連絡・謝礼等はありません。

（4）採用にあたり、名称の一部を補正する場合があります。

9 問合せ先

玉野市教育委員会 学校再編推進課

TEL : 0863-32-2818